# 業務委託に係る最低制限価格等の改正について

### 1 対象となる業務と適用制度

最低制限価格制度 : 建物清掃業務, 人的警備業務, その他公営企業管理者が認める業務

## 2 最低制限価格の設定基準の改正

#### 改正前の設定基準

定率方式(予定価格の4分の3)



#### 改正後の設定基準

## 積上げ方式

(費用の区分に応じた算定方式)

- ・直接人件費の90%(※)
- ・直接物品費の90%
- ・業務管理費の70%
- ・一般管理費の70%
- ・上記以外の経費の80%の合計額

予定価格の75%~90%の範囲

- ※現に適用されている最低賃金により算出された額以上とする。
- ◆上記基準によりがたい案件については, <u>予定価格に100分の85</u>を乗じて得た額 とする。

### 3 適用時期

令和5年4月1日以降に発注する業務委託から適用する。